



鳥取県公報

令和5年3月31日(金)
号外第35号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 選管告示	鳥取県議会議員一般選挙の実施 (18) ······	3
	鳥取県議会議員一般選挙における選挙長等の選任 (19) ······	3
	鳥取県議会議員一般選挙における選挙長が事務を行う場所 (20) ······	3
	鳥取県議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式 (21) ······	4
	鳥取県議会議員一般選挙における仮投票用封筒等に押すべき印 (22) ······	5
	鳥取県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序のくじを行う日時等 (23) ······	5
	鳥取県議会議員一般選挙における投票用紙を区別して交付する投票所での投票の順序 (24) ······	6
	鳥取県議会議員一般選挙における開票を同時に行わない開票所での開票の順序 (25) ···	6
	鳥取県議会議員一般選挙における選挙会の場所等 (26) ······	6
	鳥取県議会議員一般選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない旨の告示 (27) ······	6
◇ 鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選舉区選挙長告示	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等 (1) ······	7
◇ 鳥取県議会議員一般選挙米子市選舉区選挙長告示	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等 (1) ······	7
◇ 鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選舉区選挙長告示	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等 (1) ······	7
◇ 鳥取県議会議員一般選挙境港市選舉区選挙長告示	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等 (1) ······	7

告示

◇ 鳥取県議 会議員一 般選挙岩 美郡選挙 区選挙長 告示	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人 を超えるとき等のくじを行う場所等 (1) ······ 8
◇ 鳥取県議 会議員一 般選挙八 頭郡選挙 区選挙長 告示	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人 を超えるとき等のくじを行う場所等 (1) ······ 8
◇ 鳥取県議 会議員一 般選挙東 伯郡選挙 区選挙長 告示	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人 を超えるとき等のくじを行う場所等 (1) ······ 8
◇ 鳥取県議 会議員一 般選挙西 伯郡選挙 区選挙長 告示	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人 を超えるとき等のくじを行う場所等 (1) ······ 8
◇ 鳥取県議 会議員一 般選挙日 野郡選挙 区選挙長 告示	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人 を超えるとき等のくじを行う場所等 (1) ······ 9

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第18号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和4年法律第84号）第1条第1項の規定に基づき、鳥取県議会議員の任期満了による選挙を令和5年4月9日に行うので、同法第2条の規定により告示する。

なお、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

令和5年3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

選挙区	選挙すべき議員の数
鳥取市	12人
米子市	9人
倉吉市	3人
境港市	2人
岩美郡	1人
八頭郡	2人
東伯郡	3人
西伯郡	2人
日野郡	1人

鳥取県選挙管理委員会告示第19号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理する者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

選挙区	選挙長		選挙長の職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
鳥取市	鳥取市	岸田 絵理子	倉吉市	中江 浩樹
米子市	鳥取市	佐々木 俊二	鳥取市	池田 典男
倉吉市	鳥取市	住友 正人	倉吉市	安井 啓介
境港市	米子市	遠藤 忠敏	米子市	妹尾 秀司
岩美郡	岩美郡岩美町	山下 清	岩美郡岩美町	中島 隆敏
八頭郡	鳥取市	福本 浩二	鳥取市	白岩 達男
東伯郡	東伯郡琴浦町	藤村 実千子	鳥取市	隠樹 正人
西伯郡	西伯郡大山町	金田 和寿	鳥取市	朝倉 学
日野郡	日野郡日野町	柄本 義博	米子市	宮永 二郎

鳥取県選挙管理委員会告示第20号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行う。

令和5年3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

1 令和5年3月31日

選挙区	場	所
鳥取市	鳥取市立川町六丁目176	鳥取県東部庁舎講堂
米子市	米子市糀町一丁目 160	鳥取県西部総合事務所講堂
倉吉市	倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所講堂
境港市	米子市糀町一丁目 160	鳥取県西部総合事務所講堂
岩美郡	岩美郡岩美町大字浦富675-1	岩美町役場大会議室
八頭郡	八頭郡八頭町郡家100	鳥取県八頭庁舎第1会議室
東伯郡	倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所第201会議室及び第202会議室
西伯郡	米子市糀町一丁目 160	鳥取県西部総合事務所第2会議室
日野郡	日野郡日野町根雨 140-1	鳥取県西部総合事務所日野振興センター大会議室

2 令和5年4月1日以降

選挙区	場	所
鳥取市	鳥取市立川町六丁目176	鳥取県東部庁舎
米子市	米子市糀町一丁目 160	鳥取県西部総合事務所
倉吉市	倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所
境港市	米子市糀町一丁目 160	鳥取県西部総合事務所
岩美郡	岩美郡岩美町大字浦富675-1	岩美町役場
八頭郡	八頭郡八頭町郡家100	鳥取県八頭庁舎
東伯郡	倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所
西伯郡	米子市糀町一丁目 160	鳥取県西部総合事務所
日野郡	日野郡日野町根雨 140-1	鳥取県西部総合事務所日野振興センター

鳥取県選挙管理委員会告示第21号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

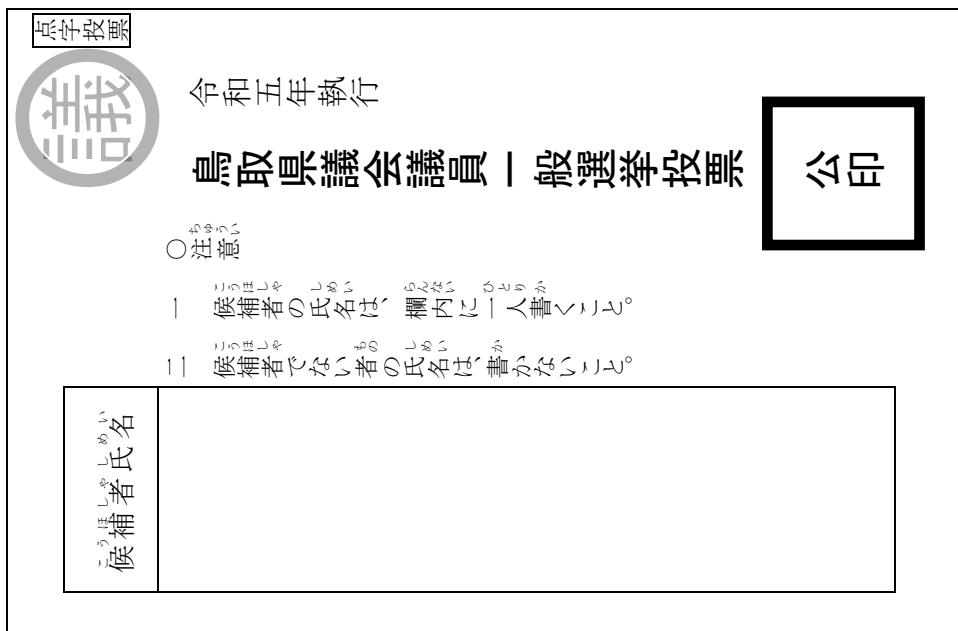
令和5年3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大口久志

	令和五年執行	
	鳥取県議会議員一般選挙投票	
<p>○ 注意</p> <p>1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>		
候補者 氏名 ○		

備考

- 用紙はクリーム色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。



備考

- 1 用紙はクリーム色とし、文字は黒色のインクで印刷とする。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。
- 3 点字の表示内容は「ケンギ」とする。
- 4 点字の表記については、公職選挙法施行令別表第1による。

鳥取県選挙管理委員会告示第22号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

令和5年3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県選挙管理委員会告示第23号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙における鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成15年鳥取県条例第67号）第4条第2項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成16年鳥取県選挙管理委員会規則第1号）第6条の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

選挙区	日 時	場 所	
鳥取市	令和5年3月31日 午後5時10分	鳥取市立川町六丁目176	鳥取県東部庁舎講堂
米子市	〃	米子市糀町一丁目160	鳥取県西部総合事務所講堂
倉吉市	〃	倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所講堂
境港市	〃	米子市糀町一丁目160	鳥取県西部総合事務所講堂
岩美郡	〃	岩美郡岩美町大字浦富675-1	岩美町役場大会議室
八頭郡	〃	八頭郡八頭町郡家100	鳥取県八頭庁舎第1会議室
東伯郡	〃	倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所第201会議室及び 第202会議室
西伯郡	〃	米子市糀町一丁目160	鳥取県西部総合事務所第2会議室

日野郡	〃	日野郡日野町根雨140-1	鳥取県西部総合事務所日野振興センター 大会議室
-----	---	---------------	----------------------------

鳥取県選挙管理委員会告示第24号

令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙において、投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を次のとおり定める。

令和5年3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 鳥取県知事選挙の投票
- 2 鳥取県議会議員一般選挙の投票

鳥取県選挙管理委員会告示第25号

令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙において、開票を同時に行う開票所以外の開票所における開票の順序を次のとおり定める。

令和5年3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 鳥取県知事選挙の開票
- 2 鳥取県議会議員一般選挙の開票

鳥取県選挙管理委員会告示第26号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

選挙区	場 所	日 時
鳥取市	鳥取市立川町六丁目176	鳥取県東部庁舎 令和5年4月12日 午後1時30分
米子市	米子市糀町一丁目160	鳥取県西部総合事務所 〃
倉吉市	倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所 〃
境港市	米子市糀町一丁目160	鳥取県西部総合事務所 〃
岩美郡	岩美郡岩美町大字浦富675-1	岩美町役場 〃
八頭郡	八頭郡八頭町郡家100	鳥取県八頭庁舎 〃
東伯郡	倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所 〃
西伯郡	米子市糀町一丁目160	鳥取県西部総合事務所 〃
日野郡	日野郡日野町根雨140-1	鳥取県西部総合事務所 日野振興センター 〃

鳥取県選挙管理委員会告示第27号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙において鳥取市選挙区、米子市選挙区、倉吉市選挙区、境港市選挙区及び岩美郡選挙区については、開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないこととしたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第2項の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長告示第1号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長 岸田 紘理子

1 場 所 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎講堂

2 日 時 令和5年4月6日 午後5時10分

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長告示第1号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長 佐々木 俊二

1 場 所 米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂

2 日 時 令和5年4月6日 午後5時10分

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長告示第1号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長 住友 正人

1 場 所 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所第205会議室

2 日 時 令和5年4月6日 午後5時10分

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長告示第1号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長 遠 藤 忠 敏

1 場 所 米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂

2 日 時 令和5年4月6日 午後5時10分

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長告示第1号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長 山 下 清

1 場 所 岩美郡岩美町大字浦富675-1 岩美町役場大会議室

2 日 時 令和5年4月6日 午後5時10分

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長告示第1号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長 福 本 浩 二

1 場 所 八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭庁舎第1会議室

2 日 時 令和5年4月6日 午後5時10分

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長告示第1号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長 藤 村 実 千 子

1 場 所 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所入札室

2 日 時 令和5年4月6日 午後5時10分

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長告示第1号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人

以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長 金 田 和 寿

1 場 所 米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所第2会議室

2 日 時 令和5年4月6日 午後5時10分

鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長告示第1号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長 栢 本 義 博

1 場 所 日野郡日野町根雨140-1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター第2会議室

2 日 時 令和5年4月6日 午後5時10分